

福岡（R7）油分離槽清掃役務

姓 名	藤上 由緒 福岡県石巻市浄化センター					
職 務	兼務課長	町田 聖也	廣 藤 洋 貴	企 画 課	藤 野 博 司	能 務 課 課 長
図 必	作成年月日	製 紙				作成年月日
枚 数	1/4	福 岡 市				平成 27 年 2 月 18 日

表紙共 4 枚

任 様 書

1 年 次 計画 (R7) 油分除去浄化施設

2 履行期限 (1) 計画年度 令和5年度 5-12 月 豊田県豊田市長 豊田市長 豊田市長 (2) 計画年度 令和5年度 10月31日 - 令和6年度 3月31日 豊田市長 豊田市長

3 取組内容の種類
 油分除去浄化施設 (油分除去浄化)

4 種類
 油分除去浄化施設及び汚濁処理施設の取組、調査、処理 (処分方法は廃却の上、最終処分)

5 一環事項
 (1) 本任業務は、「油分除去浄化施設」について適用する。

(2) 本任業務は本任業務によるほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第三条に基づき同法第十二条
 四項により委任するもので、同法第十四条の許可を有する者とする。

(3) 本任業務等に記載なき事項といえども、技術的に当然実施するべき事項については、職員等の負担に
 おいて実施するものとする。

(4) 豊田市長への入札及び工事の発注にあたっては、駐屯地規則で定められた手続を行うことに
 従うものとする。

(5) 本任業務に際して、十分な安全対策を行い、作業員に対して安全命令等について注意喚起するものとする。

(6) 本任業務に際して、他の施設に連携を与えないように十分注意し、万一連携を与えた場合は、速やか
 に関係機関へ報告するとともに、関係者の責任において原状に復旧するものとする。

(7) 本任業務の円滑な実施は、カメラ (カラー) 又はデジタルカメラを使用し、作業時、作業後、工期
 及び作業状況、種々の箇所及び作業の進捗状況を撮影し、写真に撮影して関係機関に1回提出する
 ものとする。

(8) 本任業務においては、原則として朝晩及び夜間は停止しないものとする。ただし、緊急の場合、関係機関へ
 連絡の上、所定の手続を経て実施すること。また、使用に際して費用は関係機関の負担とする。

6 特記事項
 (1) 豊田市長は、事前に同法第十四条に基づき許可証 (写) 及び当該取組業務の施設処理能力 (中間、
 最終処分) の関係書類等を関係機関に提出するものとする。

(2) 取組業務の発注については、豊田市長1回/年に「取組業務委託費 (R7年度)」を1回発行
 するものとし、最終処分が完了した際は、同業 (B2業、D業及びF業) の原本を速やかに関係機関へ
 提出するものとする。

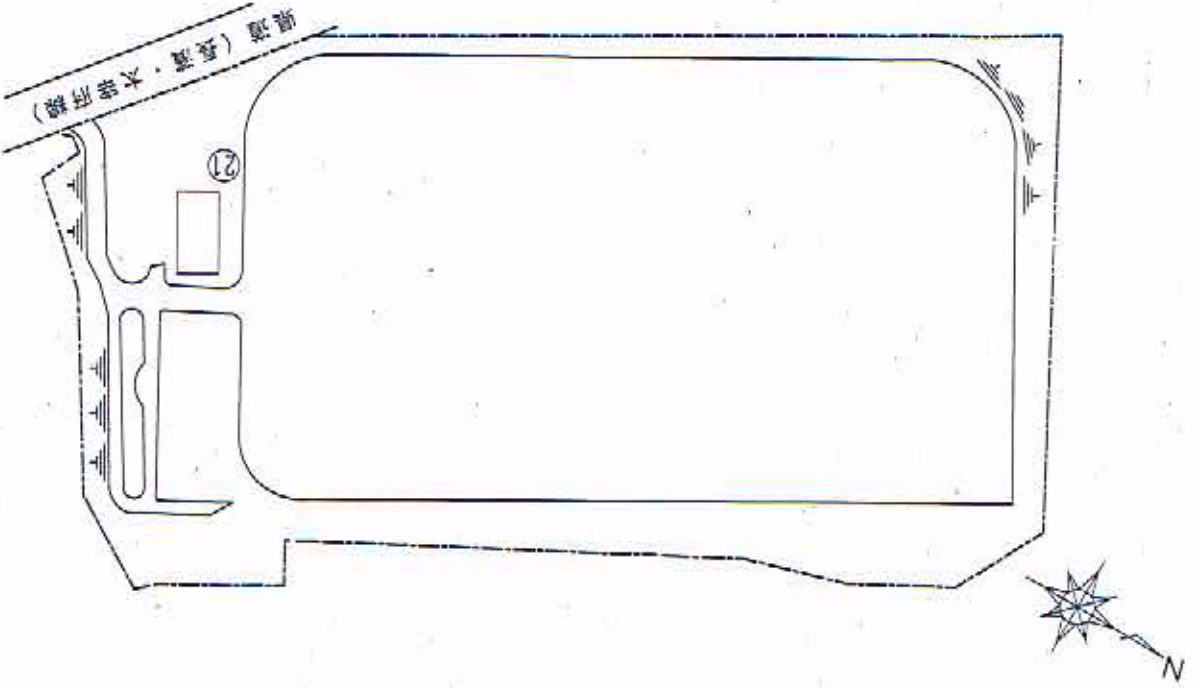
(3) 分譲地等に設置されている油分除去浄化施設は、側面及び前面部分を全面的にメンテナンス等で十
 分に清掃するものとする。

(4) 油分除去浄化施設を収集する際は、雨水等が流入しないよう実施するものとする。

年 次	計画 (R7) 油分除去浄化施設	計画年度	2/4
図 内	仕様書	作成年度	令和7年2月18日
所 属	豊田市長 豊田市長 豊田市長		

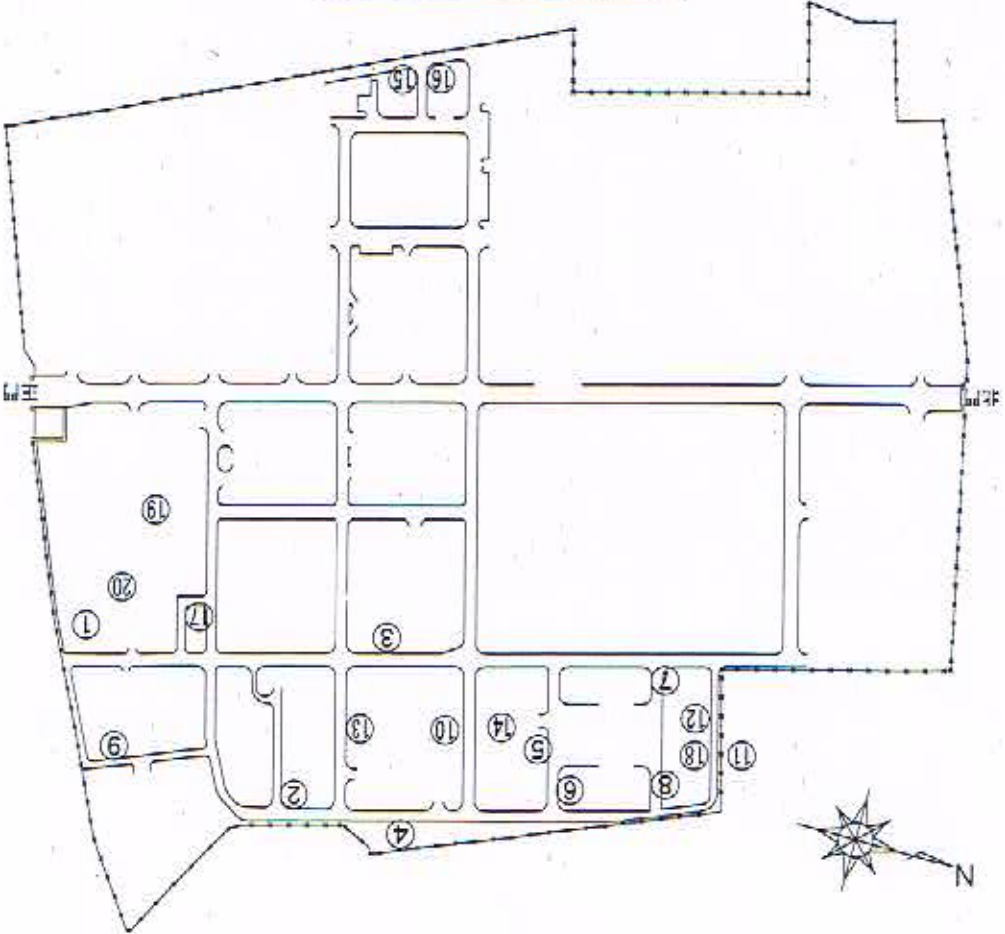
※油分濃縮の縮略については別紙「油分濃縮の仕様（数量）及び清掃予定表」による。

由勢車道集油設備配置図 S=1/2,500



※油分濃縮の縮略については別紙「油分濃縮の仕様（数量）及び清掃予定表」による。

駐屯地配置図 S=1/5,000



年次	組別（R7）油分濃縮集油設備	図面番号	2/3
図名	配置図	作成年月日	令和7年2月18日
所属	陸上自衛隊第10師団司令部 衛生隊 衛生課		

油分離槽産業廃棄物収集計画書

実施区分	番号	種別	名称等	油分離槽の量	令和7年度														
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
定期	1	車	付隊整備工場北東側	0.348 m3		0.348											0.348	1.392	
	2	車	旧短SAN整備工場南東側	0.366 m3		0.366											0.366	1.464	
	3	車	プール南側洗車場(雑用水)	0.506 m3	0.506	0.506	0.506	0.506	0.506	0.506	0.506	0.506	0.506	0.506	0.506	0.506	0.506	0.506	6.072
	4	車	第一洗車場(雑用水)	0.613 m3	0.613	0.613	0.613	0.613	0.613	0.613	0.613	0.613	0.613	0.613	0.613	0.613	0.613	0.613	7.356
	5	車	化学整備工場北側	0.540 m3		0.540											0.540	2.160	
	6	車	駐屯地車両整備工場(南東側)	0.588 m3	0.588			0.588									0.588	3.780	
	7	車	駐屯地車両整備工場(北西側)	0.630 m3	0.630			0.630									0.630	5.288	
	8	車	駐屯地車両整備工場(北東側)	1.322 m3		1.322									1.322		1.322	2.556	
	9	車	通信整備工場北東側	0.639 m3		0.639									0.639		0.639	7.356	
	10	燃	燃料庫北側	0.455 m3		0.455									0.455		0.455	0.396	
	11	車	需品偵察車両整備北東側	1.322 m3		1.322									1.322		1.322	5.288	
	12	車	需品偵察車両下部洗浄室	0.099 m3		0.099									0.099		0.099	1.820	
	13	燃	燃料庫南側	0.460 m3		0.460									0.460		0.460	1.840	
	14	燃	化学整備工場燃料タンク	0.576 m3													0.576	1.152	
3.4	車	側溝清掃及び残土収集	0.080 m3	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.960		
小計				8.544 m3	1.199	2.417	6.750	2.417	1.199	8.544	1.199	2.417	6.750	2.417	1.199	8.544	45.05		
臨時	15	燃	ボイラー燃料タンク	0.432 m3															
	16	燃	ボイラー室送油ポンプ	0.298 m3															
	17	燃	304基通屋外燃料タンク	0.499 m3															
	18	燃	需品偵察整備工燃料タンク	0.432 m4															
	19	燃	発電機燃料タンク	0.574 m3															
	20	燃	IDDN送油	0.435 m3															
	21	車	自訓洗車場	1.800 m3															
小計				4.470 m3	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		
合計				13.014 m3	1.199	2.417	6.750	2.417	1.199	8.544	1.199	2.417	6.750	2.417	1.199	8.544	45.05		

は3ヶ月に1回
 は2ヶ月に1回
 は1ヶ月に1回